

## コメントの概要と対応案(監査に関する品質管理基準)

No.	基準番号	項目	コメント	コメントへの対応案
1		監査の基準との関係	品質管理に関する国際基準(ISQC1)は「保証業務」も含めた監査事務所及び会計士業務の品質管理の基準として設定されており、「監査の基準」の一環ではなく、独立した品質管理基準とすべきである。	○ 品質管理基準は、独立した基準として設定されていますが、一般に公正妥当と認められる監査の基準を構成しており、監査基準と一体として適用されます。
2		監査事務所と個々の監査業務の関係	国際監査基準では、監査事務所と個々の監査業務の責任を明確に分離しており、事務所の品質管理システムに限定的な欠陥が存在した場合でも、必ずしも個別の監査業務が適切ではなかったことを示すわけではないとの記述がある。同様の記述が必要である。	× ご指摘のように、事務所の品質管理のシステムに欠陥が存在した場合でも、必ずしも個別の監査業務が適切ではなかったことを示すものではないと考えています。ただし、こうした記述は監査事務所と個々の監査業務の関係を示す追加的な記述と考えますので、本基準では記載を行っておりません。
3	注	定義	重要な定義であるので、本文中に規定すべきである。	× 注は、品質管理基準と一体のものであり、分かりやすいように、注に定義をまとめています。
4	第一	監査基準と品質管理基準における表現	監査基準の一般基準6項にある品質管理の定義「…監査が適切に実施されるために必要な質の管理」と、品質管理基準の目的「監査業務の質を合理的に確保する」との関係が明確でない。平仄をあわせ適切な表現にすることが必要である。	× 品質管理基準にある「監査業務の質を合理的に確保すること」とは、すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施され、監査業務の品質が絶対的ではないが、合理的なレベルに確保されることを意味しているものと考えます。品質管理基準は、監査の品質管理に焦点を絞った詳細な規定であることから、品質管理の目的の項を設けたものであり、両者が異なることを記載しているものではありません。
5	第二 1項	「品質管理システム」	「品質管理のシステム」の定義を明確にし、監査基準の「品質管理の方針と手続」との違いを明らかに	× 品質管理のシステムは、品質管理基準に規定されている内容をいいます。監査基準には、「自らの組織として…

		ム」の定義	すべきである。「品質管理の方針と手続」を用いることにより、「品質管理のシステム」の用語は使用しなくても良いのではないか。	品質管理の方針と手続を定め…」とあります が、システムには、組織や仕組みを作ることが含まれ、監査基準に記載されている方針及び手続を実行するための組織及び仕組みという意味が包含されていると考えます。
6	第二2項	適用対象者	監査事務所が設けた品質管理のシステムに準拠して監査業務を行わなければならないのは、「監査実施の責任者」ではなく、「監査実施者」とすべきである。	× 品質管理システムに準拠して監査を実施する責任を負うのは、監査実施の責任者であり、監査実施の責任者は、監査従事者が品質管理システムに従って監査業務を実施することを確かめる責任を有すると考えます。
7		監査基準との関係	監査基準一般基準6項を、「監査人は、 <u>監査事務所</u> が設けた品質管理の方針及び手続に従って…」と変更し、「監査事務所」という言葉を入れることにより、この項(監査実施の責任者に監査事務所の定めた品質管理のシステムへの準拠を求める規定)を削除すべきである。(監査基準のコメントと同様)	× 監査基準における「監査人」は、6項以外においても監査事務所と個人の監査人の両方を指していることから、監査基準は変更せず、品質管理基準第一の注で、監査基準における監査人と品質管理基準における監査事務所及び監査実施の責任者の関係を明記しています。
8	第二3項	遵守の規定	「遵守されていることを確かめる」は、既に第九に規定されているので重複する必要はない。(その他の規定も同様)	× 第九は、品質管理システムの監視を記載しており、品質管理システム全般が適切に運用されていることの確認を求めています。この項及びその他の項では、更に具体的に個々の規定に関連する方針及び手続を策定するとともに、それらの方針及び手續が遵守されていることを確かめることを求めています。
9	第三	品質管理の要素と監査のプロセス	監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行は、監査のプロセスであるが、品質管理の諸要素であるとの誤解される危険がある。監査のプロセスであることを明示するために修正すべきである。	× ご指摘のとおり、監査契約の新規の締結及び更新から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行は、監査のプロセスです。こうした監査のプロセスは、品質管理システムの対象となることから、品質管理のシステムを構成していると考えます。
10		品質管理のシステムの例示	品質管理のシステムの例示に、「事務所間の引継」と「共同監査」を加えるべきである。	× 品質管理のシステムに含めなければならない最低限の項目を定める規定ですが、共同監査等は、他の要素と異なり、必ずしもすべての監査事務所が行うものでないこ

				から、例示に加えるべきではないと考えます。
11	第四	見出し	見出しから「者」を削除し、「品質管理に関する責任」とすべきである。	○ 2項は、責任者についての規定ですが、1項及び3項は、監査事務所の責任及び監査実施の責任者の責任を規定した項であることから、見出しから「者」を削除しました。
12		監査実施の責任者の責任	監査実施の責任者は、監査の品質に関する責任を有することを明示すべきである。	×品質管理基準では、監査事務所には品質管理のシステムを定め、遵守を確かめることを求め、監査実施の責任者は監査事務所の定めに従うことを求めることにより、両者の役割と関係を明確にしています。監査実施の責任者は監査事務所の定める品質管理の方針及び手続に従う責任を果たすことにより、監査の品質に関する責任を果たすと考えます。
13	第四 1項	「システム」の用語	「品質管理に関する適切な方針及び手続を定め…」は、第三と重複するので削除し、「品質管理システムの整備及び運用」の「システム」を削除すべき。	×この項は、監査事務所の責任を記載したものであり、品質管理のシステムの内容を定めた第三と重複するものではないと考えます。また、「品質管理のシステム」は、品質管理のための制度や仕組みを作ることを包含していることから、削除すべきではないと考えます。
14	第四 2項	品質管理の責任者	監査事務所の品質管理の責任者は、監査事務所の責任者であることを明確にすべきである。	×監査事務所の責任者が、必ずしも品質管理の責任者として適任ではないことが考えられることから、品質管理の責任者として適切な者を選任し、その責任を明確にすべきこととしています。
15	第四 3項	監査基準及び品質管理基準の関係	この項は、監査基準一般基準6項及び品質管理基準第二2項とも重複した規定であり、削除すべきである。	× 監査基準一般基準6項は、監査事務所が品質管理を行うことを求めています。この規定を受けて、品質管理基準第二2項は品質管理の総括的な規定として、監査事務所は品質管理システムの整備・運用を行わなければならないこと、及び、監査実施の責任者は、これに準拠しなければならないことを求めています。さらに、第四3項は、監査実施の責任者の品質管理に関する責任を定めてい

				ます。それぞれの規定は、異なる観点からの規定であり、重複するものではないと考えます。
16	第五 一	小見出し の位置づ け	第五の一職業倫理と二独立性、第八の一監査業務の実施、二専門的な見解の問合せ、三監査上の判断の相違、四監査業務の係る審査は小見出しとされているが、重要であるので独立すべきである。	× 第五と第八に含まれている項目は、重要ですが、同じカテゴリーに属するものであり、大見出として他の要素と並列するのは妥当でないと考えられることから、小見出しとしています。
17	第六 1項	監査契約	証取法監査は請負契約であることから、監査契約の「受任」ではなく、「受嘱」又は「受入」とすべきである。	○ 「受嘱」という用語は日本語として一般的でないことから、「受任」とすることを提案していましたが、より一般的に「監査契約の新規の締結及び更新」に修正することとした。(関連部分も同様)
18	第六 2項	監査契約 の責任	監査実施の責任者は、監査契約の受任及び更新が監査事務所の方針及び手続に従っていることを確かめるとされていますが、「監査実施の責任者は、監査事務所の定める方針及び手続に従って監査契約を受任又は更新する責任を有し…」と修正すべきである。	× 監査事務所は、監査契約の新規の締結及び更新の可否の判断を行い、契約に関する権限と責任を有していることから、修正は不要と考えます。
19	第七 2項	監査責任 者の交代	公認会計士法で、監査責任者の交代が義務付けられているが、これは「監査実施者の選任に関する方針及び手続」に含まれているのか。含まれているとしても、別途項目を作成した方が理解しやすい。	△ 繙続的な監査の制限は、公認会計士法に定めがあり、遵守することが求められています。監査実施者の選任に関する方針及び手続には、こうした法令等を遵守して選任すべきことが含まれると考えます。
20		監査実施 者の選任	「監査実施者の選任」の意味が理解できない。監査チームメンバーの決定に関することであれば「監査チームの編成」と修正すべき	○ 監査事務所に、監査実施の責任者と補助者を選任するための方針及び手続の策定と運用を求める規定です。監査事務所は監査契約を新規に締結又は更新した後、当該方針及び手続に従って、個々の監査業務に適した監査実施者を選任することとなります。「監査チームの編成」の意味が含まれることを明確にするため、「監査実施者の構成」の下線部を追加しました。
21	第七	十分な時	「十分な時間の確保」が不明確である。監査時間	△ 監査実施の責任者が、補助者を使用する場合に考慮し

	3 項	間の確保	の増加が不可欠の趣旨であれば、前文に記載すべき。監査人だけでは解決できない。また、「十分な時間の確保」ができたことを、どのように判断するかを、規定又は前文で説明して欲しい。	なければならぬ事項を定めた項であり、能力等とともに十分な時間が確保できることを補助者の適格性の要件としています。また、十分な時間の確保は、企業内容に応じた適切な監査が実施できるかの観点から判断されるものと考えます。なお、分かりやすくするため、一部文章を修正しました。
22	第八 一項	表現	「監査事務所は…監査に必要な情報及び技法を蓄積し…監査実施者に適時かつ的確に情報を伝達する…」とされているが、表現が抽象的で内容が不明確である。総括的な記載とするか、又は詳細な説明を加えることが必要である。	△ 過去の非違事例等から、監査事務所は、情報・技法の蓄積を行うとともに、監査実施者に適時かつ的確に伝達することが必要であるとの意見があったことを反映し、こうした記載を行っています。なお、より分かりやすくするため、前文で説明を加えています。
23		合理的に 確保	「監査業務の品質が <u>一定に保たれる</u> 」という表現を、第一「目的」の表現に合わせ「合理的に確保」に修正すべきである。	○ 監査事務所が定める方針及び手続、さらに監査事務所の指示及び指導を行う体制は、絶対的な品質を保証するものではなく、合理的な確保であることから、「目的」の表現に合わせ「合理的に確保」に修正しました。
24	第八 二項	表現	「監査事務所は、…品質管理の方針及び手続を定め…」と規定されているが、方針及び手続の策定に関しては、既に 1 項に定められていることから、「…品質管理の方針及び手続に、…に関する適切な規定が含めなければならない」と修正すべきである。	○ 1 項で方針及び手続の策定を規定し、2 項でこれらに含めるべき内容を定める規定に修正しました。
25	第八 一 4 項	監査調書 の査閲	「監査調書の査閲等を通して、十分かつ適切な監査証拠が入手されていることを確かめなければならない。」とされているが、より具体的に「監査調書が適切に作成されていることを <u>査閲等で確かめる</u> 」と修正すべきである。	× 十分かつ適切な監査証拠の入手が目的であり、監査調書の査閲はその手段であることから、監査証拠の入手に焦点を当てた公開草案の表現が妥当と考えます。
26	第八	専門的な	「専門的な見解の問合せ」とは、監査委員会報告	× 専門的な見解の問合せと、監査事務所の調査部門等へ

	二	見解の問合せ	12号16項と同様の概念か、又、監査事務所の調査部門への問合せが含まれるか不明確である。	の問合せが同じものかは、問合せの内容によるものと考えられます。
27		専門的な見解の問合せ	「専門的な見解の問合せ」と第八一監査業務の実施1項の「適切な指示及び指導を行う体制」との関連が理解できない。1項の体制の中に専門的見解を得る仕組みが組込まれることが必要ではないか。	× 1項は監査実施者に対する一般的な指示と指導であり、2項は専門的な解釈等に関する見解を得ることを意味しており、1項とは別の事項を規定しています。
28	第八二 2項	監査報告書の発行者	監査実施の責任者は、「専門的な見解から得られた見解が十分に検討されているか等を確かめることが求められているが、監査実施者は、確かめるのではなく検討することが求められるべきである。	× 専門的な見解への対応は、補助者が行うことが考えられることから、監査実施の責任者は、適切な対応がなされていることを確かめる(監督の)役割を担っていることを規定しています。
29	第八三 3項		監査事務所は、判断の相違が解決するまで、監査報告書を発行してはならないとされているが、この規定の主語は「監査実施の責任者」とすべきである。	× 監査報告書は監査事務所が発行するものであることから、この規定の主語となるのは、監査事務所であると考えます。
30	第八四 1項	監査基準と品質管理基準の審査の範囲	監査基準では、意見表明に関する審査だけが記載されているが、品質管理基準における審査では、意見形成時だけでなく、監査上の判断及び監査意見の形成について適時に審査を実施すること求められている。監査基準と品質管理基準の審査の範囲を整合させが必要である。	× 監査基準の「意見表明に関する審査」を行うに当たっても、会計・監査上の重要な問題に対する判断や処理が適切であること、並びに、監査意見が監査の基準及び監査事務所の規定に準拠して適切に形成されていることを確かめが必要と考えられます。品質管理基準は、品質管理に焦点を絞った詳細な規定であることから、より具体的な表現を用いていますが、求めている内容は異なるものではないと考えます。
31		審査担当者が合議体の場合	審査の担当者が個人の場合が前提にされているように思われることから、合議体の場合の記載を追加すべきである。	× 個人でも合議体でも、実施すべき内容や基準で求めるべき内容等に違いはないことから、特別の記載は必要ないと考えます。
32		重要な監査手続	審査範囲は「監査手続」とされているが、「重要な監査手続の実施状況」とすべきである。	× 重要性は全ての項目に関連することから記載は必要ないと考えています。
33	第八	審査内容	審査の内容等を「監査調書」として記録及び保存し	× 「監査調書」は、監査の実施の過程において監査人が作

	四 3 項	の「監査調書」としての保存	なければならないとされているが、監査チームが作成する監査調書とは区別することが必要であることから、「文書」に修正すべきである。	成する資料や書類であり、監査人が説明責任を果たすためにも監査調書の作成及び保存は重要です。審査書類もこうした「監査調書」の一部と明確に位置付けることにより、記録及び保存の重要性を示すこととしています。
34		審査内容の保存	審査書類を監査調書として記録・保存することを求めるることは、訴訟等で不利になる資料を残すことを消極的にする恐れがある。第二3項に文書化と保存の規定があるため、この規定は削除すべきである。	× 記録及び保存は重要であることから、第二3項の品質管理に関する書類の記録及び保存とは別に、審査書類について記録及び保存の規定を設けています。訴訟等における説明責任を果たすためにも、監査調書の作成及び保存は重要であると考えます。
35	第九	見出し	監査業務の検証は、監視の中に含まれていることから、第九の表題は「品質管理システムの監視」とすべきである。	○ 事務所の品質管理のシステムに関する日常的監視と、完了した業務に対する定期的な検証は、「品質管理のシステムの監視」に含まれることから、見出し及び1項の文章を修正しました。
36	第九 1項	「確かめる」の用語	監査事務所は、日常的監視や定期的検証に関する方針及び手続が遵守されていることを確かめることが求められているが、「確かめる」の記載は不要であり、「遵守する」で十分である。日常的監視や定期的検証は、品質管理システムの監視であり、さらに監査事務所が確かめるのは実効性が乏しい。	× 監査事務所は日常的監視や定期的な検証に関する方針及び手続の策定を行うとともに、監査事務所の各部署において、定められた方針及び手続に従って監視や検証がなされていることを確かめることが必要です。
37		「検証」と「点検」	業務の「検証」は、「審査」と混同しやすいので、「点検」とすべき	× 「点検」は、チェックリストに従った機械的なチェックのような語感があることから、品質管理のシステムに準拠した監査がなされているかを実質的に確かめるという意味で「検証」という表現を使用しています。
38	第九 2項 3項	「欠陥」と「不備」	「品質管理のシステムの監視によって発見された欠陥」という表現が使われているが、「欠陥」は語的に致命的な問題という感じがする。そこまで行かない問題を含むならば「不備」のほうが良い。	○ 「不備」に修正しました。
39	第九	事務所内	「事務所内外からもたらされる情報に対処するため	× 事務所の品質管理のシステムが、適切に運用されてい

	4 項	外からもたらされる情報	の方針及び手続」は、「品質管理のシステムの監視及び監査業務の検証」の方針と手続とは性質が異なるので、別途項目を記載した方が理解しやすい。	るかを確認する方法のひとつが、日常的監視や定期的検証であり、また、監査事務所に内外から情報がもたらされることにより、不適切な運用等の端緒を得ることができます。監査事務所の品質管理のシステムが適切に構築され運用されている(、又はされていない)ことを確認することが目的であることは同じですので、同一の大見出しの中で記載しています。
40	第十	事務所間の引継ぎと守秘義務	事務所間の引継ぎは、守秘義務の解除が前提とされているが、被監査会社が拒否したことにより守秘義務が解除されない場合の取扱を明確にすべきである。	× 品質管理基準を遵守するために、監査契約を見直す必要がある場合には、予め適切な対応が求められるものと考えられます。
41		事務所間の引継ぎと守秘義務	事務所間の引継ぎを有効に機能させるために、自動的に守秘義務の解除がなされるよう規定して欲しい。	× 同上
42	第十 1 項	重要な虚偽の表示の情報の伝達	重要な虚偽の表示の情報を把握している場合には、後任の監査事務所に伝達しなければならないとされているが、「重要な影響を及ぼす可能性のある事項に係る情報又は状況を把握していた場合…」との表現が適当である。	× ご指摘の表現によると、重要な影響をもたらす可能性を判断することが必要となることから、重要な虚偽の表示に関する情報や状況について引継を求めるとしています。
43		監査実施の責任者による確認	引継の実効性を高めるため、引継に関する方針及び手続が遵守されているかの確認の責任は、後任の監査事務所の監査実施の責任者に負わせるべきである。	× 監査事務所は、監査契約の締結の判断を行い、契約に関する権限と責任を負うことから、引継が適切になされているか確認する責任も監査事務所にあるものと考えます。
44	第十一	確かめる程度	共同して監査業務を行う場合には、他の監査事務所の品質管理のシステムが、品質管理基準に準拠し、監査の質を合理的に確保するかを確かめるとされているが、どの程度確かめるのかを明確にすべき	× 他の監査事務所の品質管理のシステムが、監査業務の質を合理的に確保するものであるかが判断できるように確かめることが必要であると考えます。

			きである。	
45		他の監査事務所に不備がある場合	他の監査事務所の品質管理のシステムを確認後、不備があった場合には、共同監査を受任してはならないのかを明確にすべきである。	× 共同監査を行う場合には、他の監査事務所の品質管理のシステムが、品質管理基準に準拠し、監査の質を合理的に確保するものであるかを確かめることができます。この結果に従って、第六監査契約の新規の契約及び更新の規定に従い、適切な監査業務を実施することができるかを判断することになります。
46	第十二	中間監査に準用する部分	品質管理基準を中間監査に準用するのは、「第八業務の実施」に限定すべきである。	× 中間監査は年度監査の一環ではありますが、業務の実施だけではなく、品質管理のシステムの構成や品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性等、その他の部分についても準用することが必要と考えます。
47	一	個人事務所への適用	品質管理基準は、共同事務所や監査法人が整備すべきモデルの提示とするか、個人事務所は文書化に代えて監査業務内容に応じた対策を要請するのか幅を持った表現を考慮して欲しい。	× 個人事務所の場合には、記録及び保存(文書化)を行う必要がないとはいませんので、表現の修正は必要ないと考えます。ただし、監査事務所が取扱う業務の目的や内容等に応じて、整備すべき品質管理のシステムの内容が変化することはあることから、この旨を前文に記載しています。
48	一	用語	「監査業務を行う」は、監査基準とあわせ「監査の実施」とすべき	× 品質管理基準は監査事務所及び監査実施者が日常行う仕事としての監査業務の品質を取りますが、監査基準は、個々の監査について遵守されなければならない基準であり、視点が異なることから、表現を変えています。